

令和7年度 直方市子育て世帯訪問支援事業 受託事業者募集要項

1 目的

直方市では、ヤングケアラー等の支援ニーズが高い児童等がいる世帯に対し、育児や家事等の援助を行う支援員（訪問支援員）を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする「直方市子育て世帯訪問支援事業」を実施します。

つきましては、本事業実施要綱第2条に基づき、本事業を委託する事業者を募集するものです。

2 事業内容に関する事項

(1) 業務名称

直方市子育て世帯訪問支援事業委託業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 支援対象者

直方市に住所を有する次の各号のいずれかに該当し、他の制度等により同様の支援を受けることが困難な者とする。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第8項に規定する要保護児童又はその保護者
- ② 法第6条の3第5項に規定する要支援児童又はその保護者
- ③ 法第6条の3第5項に規定する特定妊婦
- ④ その他、市長が事業による支援が特に必要と認める者

(4) 業務内容

「業務委託仕様書」による。

(5) 委託料

委託料は、1回の派遣につき、1時間当たりの金額に利用時間を乗じて得た額に、1件当たりの金額を合算した額とする。なお、当該支援時間に30分未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じる場合は0.5時間として、派遣料の2分の1に相当する額を委託料として算出する。

なお、利用者負担については、直方市が利用者から徴収する。

① 訪問支援を実施した場合（初回の事前訪問含む）

ア 訪問支援員の派遣に係る派遣料（1時間当たり） 3,000 円

イ 訪問支援員の派遣に係る交通費相当（1件当たり） 1,860 円

② 支援対象者等の都合により派遣日当日に中止した際のキャンセル料 ①アの半額

③ 支援対象者等が不在のため支援を実施できなかった際のキャンセル料 ①と同額

④ 事務・管理費（1世帯・1か月当たり（委託料支払月のみ対象）） 5,000円

3 応募資格

次の（1）から（4）のいずれかを満たす市長が適当と認める法人格を有する事業者とする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり、同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者
- （2）介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり、同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業者
- （3）過去3年間に他自治体等で法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業の履行実績がある事業者
- （4）家事支援又は育児支援の事業実績があり、事業開始時点で1年以上の派遣実績がある事業者

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する事業者は、本募集に応募することができない。

- （1）役員に次の各号に該当する者がいる場合
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び直方市暴力団等追放推進条例（平成20年条例第20号）に定める暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者

5 応募方法

本業務の受託者として契約を締結することを希望する者は、下記に掲げる書類を提出し、直方市による審査を受けなければならない（原則、持参すること。）。

- （1）必須提出書類
 - ① 受託事業者登録申込書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
- （2-1）追加提出書類（「3 応募資格」（1）または（2）に該当する事業者）
 - ① 指定通知書の写し
- （2-2）追加提出書類（「3 応募資格」（3）または（4）に該当する事業者）
 - ① 法人概要（様式3）
 - ② 法人の登記事項証明書（原則、3か月以内発行のもの）
 - ③ 業務実績の確認できる書類等

- ④ 定款、寄付行為又はこれに類する書類（任意様式）
- ⑤ 役員名簿の写し（任意様式）

6 その他

- ① 応募に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 提出のあった書類は、返却しない。
- ③ 市長が「5 応募方法」に掲げる書類のほかに追加書類の必要があると認める場合は、当該書類の提出を求め、応募者は誠実に対応しなければならない。
- ④ 提出書類の審査の結果は書面により応募者に通知する。なお、本事業の受託者として適当であると市長が認めた選定事業者については、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。
- ⑤ ④による協議が整い次第、契約関係書類を郵送するので、必要個所に記入押印のうえ、指定の期日までに担当部署あてに提出すること。

7 担当部署

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所2F
市民部 子育て・障がい支援課 児童家庭係
（直方市要保護児童対策地域協議会 事務局）
TEL：0949-25-2133
FAX：0949-25-2135
電子メール：n-jido@city.nogata.lg.jp